

九州地方年金記録訂正審議会第五部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月1日（木）14時から14時35分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 古屋部会長、板井委員、米村委員、大久保委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

九州地方年金記録訂正審議会第二部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月6日（火）14時から15時40分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 佐藤部会長、尾畠委員、田村委員、片野委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

九州地方年金記録訂正審議会第四部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月9日（金）13時30分から14時30分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 村井部会長、末松委員、草場委員、淵上委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

九州地方年金記録訂正審議会第六部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成 27 年 10 月 9 日（金）13 時 30 分から 15 時 30 分まで
2. 場 所 那覇第一地方合同庁舎 会議室
3. 出席者 竹下部会長、富川委員、大城委員、古波鮫委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
国民年金事案 1 件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案 2 件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

九州地方年金記録訂正審議会第三部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月13日（火）14時5分から15時50分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 岩城部会長、石立委員、上村委員、小島委員
4. 議 題
 - (1) 処分案等の審議
 - (2) 諮問案件の審議
5. 会議経過
 - (1) 処分案等の審議（国民年金1件 厚生年金保険1件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (2) 諮問案件の審議（国民年金 1件）

諮問案件について審議を行った。

審議に当たっては、諮問案件について、請求者が国民年金保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し請求を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

九州地方年金記録訂正審議会第一部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成 27 年 10 月 21 日（水）13 時 46 分から 15 時 20 分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 藤井部会長、廣底委員、市川委員、新庄委員
4. 議 題
 - (1) 処分案等の審議
 - (2) 諮問案件の審議
5. 会議経過
 - (1) 処分案等の審議（厚生年金保険 2 件）

厚生年金保険事案 2 件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (2) 諮問案件の審議（国民年金 1 件）

諮問案件について審議を行った。

審議に当たっては、保険料納付の有無などについて審議を行い、それらを総合考慮し請求を認めるべきか、さらに調査をすべき点があるかなどについて、議論が行われた。

九州地方年金記録訂正審議会第四部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月23日（金）13時25分から15時20分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 村井部会長、末松委員、草場委員、淵上委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

九州地方年金記録訂正審議会第三部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月30日（金） 13時51分から14時55分まで
2. 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議会室
3. 出席者 岩城部会長、石立委員、上村委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。